

南相馬市市外就職希望者就職活動支援事業助成金交付
要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市外就職希望者が市内事業所への就職活動に要する交通費及び市内事業所に就職するため市内への転居に要する費用に対し、予算の範囲内で助成金を支給することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市外就職希望者 本市以外に住所を有し、かつ、市内の事業所へ就職を希望する者をいう。
- (2) 就職活動 採用面接、インターンシップ等職業に就くための活動をいう。

(就職活動交通費助成金の対象者及び助成額)

第3条 就職活動交通費助成金の支給の対象となる者は、市外就職希望者のうち、南相馬市がインターネット上に公開するみなみそうま就職ナビWebサイト（以下「みなみそうま就職ナビ」という。）に掲載している事業所に対し就職活動を行ったものとする。

2 就職活動交通費助成金の助成額は、就職活動のために合理的な手段により、居住地から本市までの往復に要した費用のうち、次に掲げる交通費の合計額の3分の2を助成する。ただし、10万円を限度とする。

- (1) 鉄道賃
- (2) 船賃
- (3) 航空賃
- (4) 車賃

3 前項各号に掲げる交通費のうち、他の助成金等の交付を受けているもの又は交付の対象となるもの（以下「他助成金等」という。）については、前項中「合計額の3分の2」とあるものは「交通費から他助成金等の額を除いた額の3分の2」と読み替えるものとする。

4 就職活動交通費助成は、1人1回限りとする。

(市内転居費用助成金の対象者及び助成額)

第4条 市内転居費用助成金の支給の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、市外就職希望者のうち、みなみそうま就職ナビに掲載している事業所に就職(雇用期間の定めがないもの又は雇用期間の定めがあるもので1年以上の雇用の見込みがあるもの)し、かつ、本市に転入したものとす。

2 市内転居費用助成金の助成額は、就職のため合理的な手段により、居住地から本市までの転居に要した費用(以下「転居費用」という。)のうち、次に掲げる転居費用の合計額が10万円を超える場合において、その合計額の2分の1を助成する。ただし、30万円を限度とする。

(1) 引越し料金(引越し業者利用料、荷物の搬入業者利用料及び家電設置費用)

(2) 引越しに伴う交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、自動車借上料及び燃料費)

(3) 引越しに伴う1人1泊分まで1万円を限度とする宿泊費

(4) 賃貸住宅契約に係る2か月分までの礼金

(5) 賃貸住宅契約に係る1か月分までの仲介手数料

3 前項各号に掲げるもののうち、他助成金等の対象となるものについては、前項中「合計額の2分の1」とあるのは「転居費用から他助成金等の額を除いた額の2分の1」と読み替える。

4 前2項に規定する費用は、助成対象者と同一世帯の者のうち、助成対象者ととともに本市に転入した者又は結婚を機に助成対象者と同一世帯となった者(以下「同一世帯員等」という。)の転居費用も対象とすることができる。ただし、同一世帯員等の転居費用を含めて30万円を限度とする。

5 市内転居費用助成は、助成対象者及び同一世帯員等について1人1回限りとする。

(助成額の端数)

第5条 助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」とい

う。)は、就職活動を行った日又は対象経費の支払が完了した日が属する年度内までに、次の各号に掲げる助成金に応じ、当該各号に定める申請書等を市長に提出しなければならない。

(1) 就職活動交通費助成金 市外就職希望者就職活動支援事業助成金交付申請書(就職活動交通費助成金)(様式第1号の1)及び就職活動状況確認書(就職活動交通費助成金)(様式第1号の2)

(2) 市内転居費用助成金 市外就職希望者就職活動支援事業助成金交付申請書(市内転居費用助成金)(様式第1号の2)及び就職活動状況確認書(市内転居費用助成金)(様式第2号の2)

2 申請者は、前項に規定する申請書等に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない

(1) 個人番号カードの写し又は個人番号が記載されている住民票の写し

(2) 対象費用の支払が確認できる領収証等の写し

(3) 助成金の振り込みを希望する口座の通帳の写し

(4) 市内転居費用助成の場合、雇用契約書の写し

(5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定の通知)

第7条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、市外就職希望者就職活動支援事業助成金交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、次の各号に該当することが判明したときは、交付決定を取り消し、交付した助成金の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 第4条に規定する助成金の支給を受けた者が、就職してから1年未満で退職したとき。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(南相馬市補助金交付要綱の準用)

第9条 南相馬市補助金交付要綱(平成18年南相馬市告示第1号)第7条、第8条、第12条から第14条まで及び第17条の規定は、この告示による助成金の交付等について準用する。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に就職活動又は就職活動をして就職した者について適用する。

様式第1号の1（第6条関係）

年 月 日

南相馬市長

申請者 住所
氏名
連絡先

㊟

市外就職希望者就職活動支援事業助成金交付申請書（就職活動交通費助成金）

市外就職希望者就職活動支援事業助成金について、下記のとおり申請します。
記

1 申請額及び費用内訳

利用した日付	区 間	費 用 (該当するものに○を付けてください)	金 額
年 月 日	発： 着：	・鉄道賃 ・船賃 ・航空賃 ・車賃（バス）	円
年 月 日	発： 着：	・鉄道賃 ・船賃 ・航空賃 ・車賃（バス）	円
年 月 日	発： 着：	・鉄道賃 ・船賃 ・航空賃 ・車賃（バス）	円
年 月 日	発： 着：	・鉄道賃 ・船賃 ・航空賃 ・車賃（バス）	円
年 月 日	発： 着：	・鉄道賃 ・船賃 ・航空賃 ・車賃（バス）	円
合 計 額 (A)			円
他助成金等の金額 (B)			円
申 請 額			円
(A - B) × 2 / 3 ≥ 10万円の場合 10万円			
(A - B) × 2 / 3 < 10万円の場合 (A - B) × 2 / 3 から千円未満を切り捨てた金額			

2 助成金振込希望口座等

金融機関名	銀行・金庫・組合	本店・支店
フリガナ		
口座名義人		
口座の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()	
口座番号		
個人番号		

3 添付書類

- (1) 就職活動状況確認書（就職活動交通費助成金）（様式第2号の1）
- (2) 個人番号カードの写し又は個人番号が記載されている住民票の写し
- (3) 対象費用の支払が確認できる領収証等の写し
- (4) 通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号の1（第6条関係）

年 月 日

南相馬市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

㊦

市外就職希望者就職活動支援事業助成金交付申請書（市内転居費用助成金）

市外就職希望者就職活動支援事業助成金について、下記のとおり申請します。

記

1 申請額及び費用内訳

費 用	金 額	備 考
引越し料金	円	引越しに係る一連の作業に係るものとし、附属のサービス利用料金は含まない。
引越しに伴う交通費	円	対象費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、自動二輪上料及び燃料費とする。
引越しに伴う宿泊費	円	1人1泊分まで1万円を限度とする。
賃貸住宅契約に係る礼金	円	2か月分までとする。
賃貸住宅契約に係る仲介手数料	円	1か月分までとする。
合 計 額 (A)	円	合計額<10万円の場合は、対象外
他助成金等の金額 (B)	円	
申 請 額 (A-B)÷2	円	千円未満切り捨て

2 助成金振込希望口座等

金融機関名	銀行・金庫・組合	本店・支店
フリガナ		
口座名義人		
口座の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()	
口座番号		
個人番号		

3 添付書類

- (1) 就職活動状況確認書（市内転居費用助成金）（様式第2号の2）
- (2) 個人番号カードの写し又は個人番号が記載されている住民票の写し
- (3) 対象費用の支払が確認できる領収証等の写し
- (4) 通帳の写し
- (5) 雇用契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第3号(第7条関係)

第 号

年 月 日

様

南相馬市長

印

市外就職希望者就職活動支援事業助成金
(就職活動交通費助成金・市内転居費用助成金) 交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった市外就職希望者就職活動支援事業助成金
(就職活動交通費助成金・市内転居費用助成金) について、南相馬市補助金等の交付に関する規則第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付の可否 可 ・ 否

2 否の理由

3 決定金額 円

4 振込予定年月日 年 月 日

5 その他